

中国国家機構改革の最新動向

(2018 年 5 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地法律事務所大地法律事務所に作成委託し、2018年5月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび大地法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはそのほかの原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび大地法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

JETRO

目次

一．今回の国家機構改革の全体状況.....	1
1. 背景.....	1
2. 目的.....	2
二．日系企業の経営に密接にかかわる重点内容および影響	2
1. 国務院の機構改革.....	2
2. 党中央機構の機構改革	10
3. 全国人民代表大会（立法機関）の機構改革	11
4. 地方機関の機構改革	11
5. 今回の機構改革の実施スケジュール	12
三．結論およびアドバイス	12

中国国家機構改革の最新動向

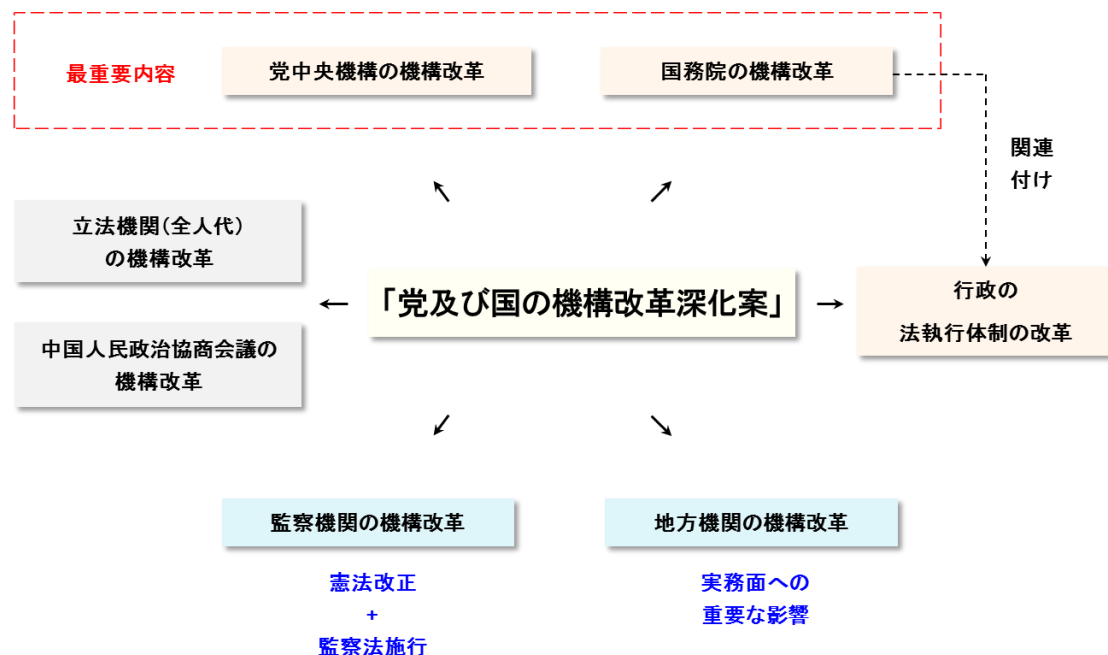
2018 年 3 月中旬、中国政府が相次いで「国務院機構改革案」（注1）と「党および国の機構改革深化案」（注2）の重要文書を公布し、近年で最大規模になる党と国の機構改革の計画が打ち出された。今回の機構改革計画の実施は、日系企業の対中投資および中国における経営活動の展開に重要な影響を与えるものとなる。本稿では、今回の国家機構改革の重点内容とその影響について紹介する。

一. 今回の国家機構改革の全体状況

1. 背景

2017 年 10 月 18 日から 24 日に開催された中国共産党第 19 回全国代表大会で、習近平を総書記とする、新しい中央委員会および上層機構が確定された。追って、2018 年 2 月 26 日から 28 日まで開催された中国共産党第 19 期三中全会では、「党および国の機構改革深化案」が可決されて 3 月 21 日に公開発表された。同時に、「党および国の機構改革深化案」の中でも国務院の機構改革にかかわる部分を抽出してまとめた「国務院機構改革案」が 3 月 17 日の第 13 期全国人民代表大会で可決され、法的手続きを履行することになった。

上記のような経緯と改革案の内容からみるところ、「党および国の機構改革深化案」が今回の機構改革の核心をなすものとなっており、党中央機構と国務院の機構改革のほかにも、全国人民代表大会、中国人民政治協商会議、監察機関、地方機関および行政の法執行体制等の各方面にわたる改革内容となっている。



注1&注2 ジェトロ・ウェブサイト「中国：ビジネス関連法」「その他」に仮訳を掲載したので参照願う。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law.html>

2. 目的

今回の国家機構改革の目的は、大きく以下の3点にまとめることができる。

- ① 党が行うさまざまな活動を、集中統一指導するという前提のもと、各機関で機能が類似しているものを統合して一つの機関を設けるとともに、各機関の職責を最適化し、体制の整った、合理的で規範的な、高い運用効果をもつ党や国の機構機能体系を構築する。
- ② 政府機能のモデルチェンジを図り、政府機関の設置と機能の配置を改善し、政府の執行能力を向上させ、「資源配置の中で市場に決定的作用を果たさせる」という政府体制の合理的配置のマクロ管理を行う機関としての機能をさらに強化し、ミクロな管理事務を減らし、政府による市場活動への直接干渉を最大限少なくする。同時に、「行政の簡素化、権限委譲」をさらに進め、市場監督管理と取り締りの体制を整備し、プロジェクトの実施中・実施後の監督管理を強化する。さらに、自然資源や生態環境の管理体制への改革を重点的に進め、公共サービス管理体制を整備する。
- ③ 中央と地方の職責関係を整理し、中央と地方の両政府の積極性がより発揮されるようにし、地方機関の設置および機能の配置の最適化を統括し、中央から地方に向かう効率の高い業務体型を構築する。中央政府のマクロ事務管理に対する強化とともに、地方政府により多くの自主決定権を付与する。

二．日系企業の経営に密接にかかわる重点内容および影響

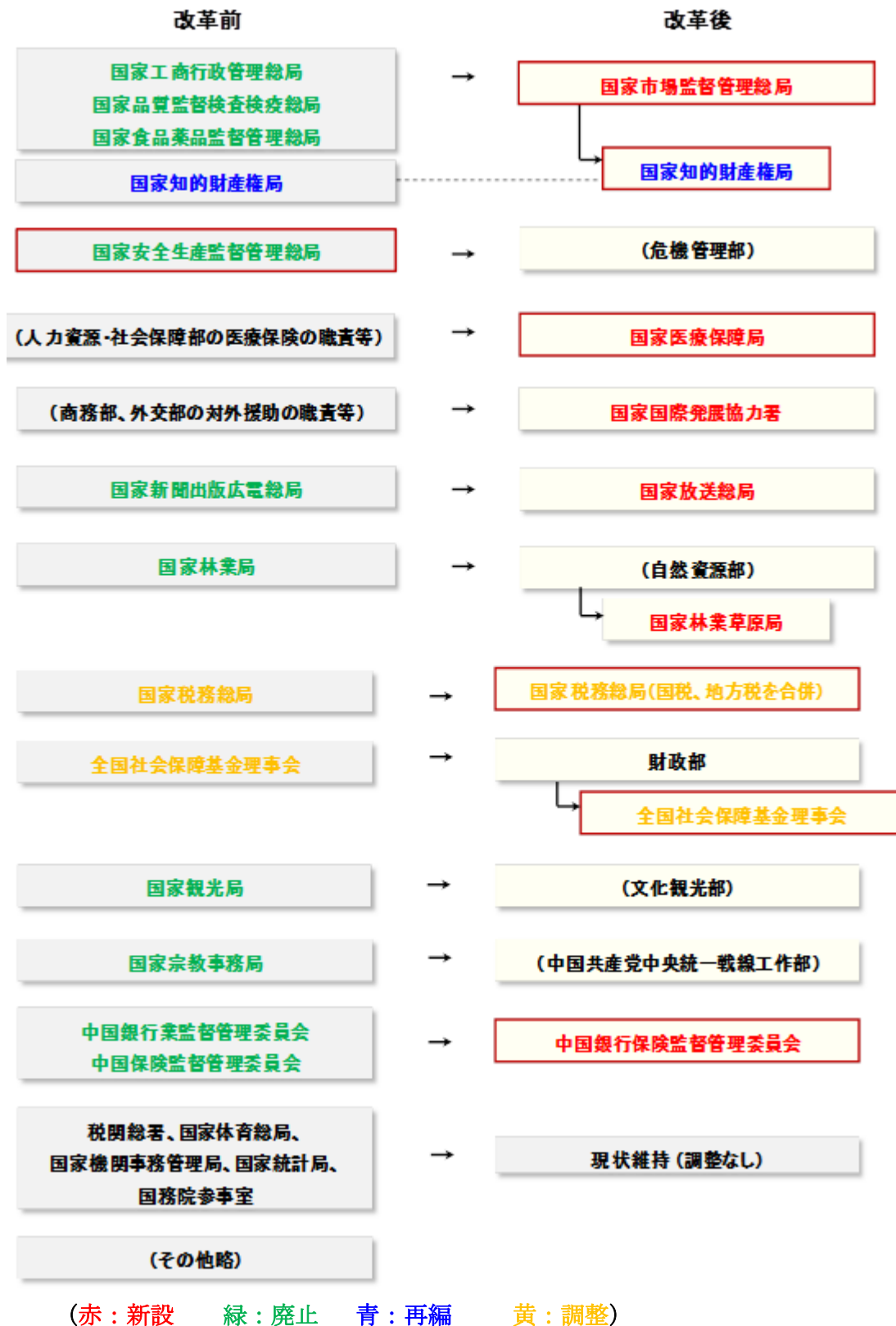
1. 国務院の機構改革

今回の国家機構改革案の中で、国務院機構改革の部分が最も複雑な内容となっている。日系企業の投資、経営活動に対する影響に着目して分析すると、国務院機構改革の結果は以下のように整理される。

● 国务院構成機関の調整の概要

改革前	国务院弁公庁を除いて、	改革後	国务院弁公庁を除いて、
	1. 外交部		1. 外交部
	2. 国防部		2. 国防部
	3. 国家発展改革委員会		3. 国家発展改革委員会
	4. 教育部		4. 教育部
	5. 科学技術部		5. 科学技術部
	6. 工業情報化部		6. 工業情報化部
	7. 国家民族事務委員会		7. 国家民族事務委員会
	8. 公安部		8. 公安部
	9. 国家安全部		9. 国家安全部
	10. 監察部		10. 民政部
	11. 民政部		11. 司法部
	12. 司法部		12. 財政部
	13. 財政部		13. 人力資源・社会保障部
	14. 人力資源・社会保障部		14. 自然資源部
	15. 国土資源部		15. 生態環境部
	16. 環境保護部		16. 住宅都市農村建設部
	17. 住宅都市農村建設部		17. 交通運輸部
	18. 交通運輸部		18. 水利部
	19. 水利部		19. 農業農村部
	20. 農業部		20. 商務部
	21. 商務部		21. 文化観光部
	22. 文化部		22. 国家衛生健康委員会
	23. 国家衛生計画生育委員会		23. 退役軍人事務部
	24. 中国人民銀行		24. 危機管理部
	25. 会計監査署		25. 中国人民銀行
			26. 会計監査署
(赤：新設 緑：廃止 青：再編 黄：調整)			

● 国务院の直属機関の調整の概要



各重点分野における、国務院機構改革の具体的内容および影響は以下のとおりとなっている。

① 土地、資源関連

国土資源部を中心として、国家発展改革委員会の主体機能の区画・計画を組織編制する職責、住宅都市建設部の都市計画管理の職責、水利部の水資源調査・権利確認登記管理の職責、農業部の草原資源調査・権利確認登記管理の職責、国家林業局の森林、湿地等の資源調査・権利確認登記管理の職責、国家海洋局の職責、国家測量製図地理情報局の職責を統合し、自然資源部を設立する。

以下の事項は日系企業に密接にかかわるものであるが、今後は自然資源部が管理を担当することとなる。

- 土地の利用計画や用途の設定、国有地使用权の払い下げ、譲渡、期限延長、土地の収用、価値評価等の土地利用に関する行政管理事務。
- 自然資源を開発、利用する試掘権、採掘権の審査認可および管理。
- 近年広く注目されている地図の使用、GPS 機器の使用および測量活動等。

② 環境保護関連

環境保護部を中心に、国家発展委員会の気候変化と排出削減の職責、国土資源部の地下水の汚染防止を監督する職責、水利部の水利機能区画、汚染物質排出口の設置管理、流域の水環境保護の職責、農業部の農業におけるノンポイント汚染防止の職責、国家海洋局の海洋環境保護の職責、国務院の南水北調プロジェクト建設委員会弁公室の南水北調プロジェクト区域の環境保護の職責を統合して生態環境部を設立する。

環境保護関連の違法行為に対する取り締りは、近年最も注目を集める政府取り締りの重点分野の一つとなっている。生態環境部の設立とともに、生態環境保護総合法執行隊が設立され、環境保護に関する取締活動の範囲拡大と取り締りの強化が行われるため日系企業では十分な留意が必要となる。

③ 衛生・健康関連

国家衛生計画出産委員会、国務院医薬衛生体制改革深化指導小組弁公室、全国高齢工作委員会弁公室の職責、工業情報化部の『たばこ規制枠組み条約』履行活動の職責、国家安全生产监督管理総局の職責を統合して国家衛生健康委員会を設立する。

医薬体制改革は一般大衆の健康にかかわるだけでなく、医薬、医療機器メーカーの経営および発展にも関係する、過去の国務院機構改革においても重点分野となってきた。今回の機構改革が行われると、近年強力に進められてきた「両票制」、医薬分離、医薬品登録制度の改革がさらに強化されることになり、医療機関、疾病予防、職業安全の監督管理体制にも一定の変化が生じる。また、近年の中国国内においてますます

重視されつつある高齢化対策の問題も、今後は国家衛生健康委員会の職責の範囲に含まれることとなる。

④ 災害、緊急事態対応関連

国家安全生产监督管理总局の職責、国務院弁公庁の应急管理の職責、公安部の消防管理の職責、民政部の災害救助の職責、国土資源部の地質災害防止、水利部の水害・干ばつの防止、農業部の草原防火、国家林業局の森林防火に関する職責、中国地震局の震災応急救援の職責および国家水害・干ばつ防止総指揮部、国家災害低減委員会、国務院自身対策災害救助指揮部、国家森林防火指揮部の職責を統合して、应急管理部を設立する。また、公安消防部隊を武装警察部隊の序列に組み込むのをやめてすべて現役から引退させ、行政編制に転換し、应急管理部に帰属させる。

日系企業の生産経営活動と密接にかかわる安全生产監督、消防審査および日常の検査、危険化学品および危険物質の監督管理等を、すべて应急管理部の職責の範囲に含める。

⑤ ビザ、就労許可関連

外国人のビザ、就労許可に関する行政管理体制が比較的大きく変化し、今後の駐在員が中国に滞在するための手続きおよびその安定性に影響が及ぶこととなる。もとは人力資源社会保障部に帰属していた国家外国専門家局が、科学技術部の職責と統合されて改めて科学技術部を設立することになり、国家外国専門家局は今後、科学技術部の所轄機関となる。一方、公安部の出入国管理、国境警備の職責を統合して国家移民管理局を設立し、公安部がこれを管理することとなる。

これまでと同様に注目される重点問題としては、現行のビザ、就労許可に係る審査確認・発給の基準に変化が生じるかどうか、「グリーンカード」の発給に、実質的なさらなる開放がみられるようになるのか、駐在員本人のみならず、家族やそのほかの人員のビザや居留許可の審査基準にも変化が出るかどうかといった点がある。

⑥ 法制度構築関連

司法部と国務院法制弁公室の職責を統合し、司法部を新設する。国務院法制弁公室および各級の地方政府の法制弁公室の、関連法令草案の作成、行政立法審査および行政再議申し立てや行政訴訟への対応のほかにも、重要な機能として行政規範性文書に対する解釈を行うというものがあり、これは各地において不確定性を含む問題（例：農民工の社会保険料納付が都市戸籍者と同じ方式を適用するかどうかの問題等）を解決する際に非常に大きく影響するため、今回の機関統合実施後における動きが注目される。

⑦ 市場監督管理および知的財産権関連

上海、天津、深セン等の地方政府で先行して行われた試験運用に基づき、今回は中央政府レベルで正式に国家市場監督管理総局を設立することとなった。

- 国家工商行政管理総局、国家品質監督検査検疫総局、国家食品薬品監督管理総局の職責を統合。
- 国家発展改革委員会の価格監督検査および独占禁止法取り締り、商務部の経営者集中に係る独占禁止法取り締りおよび国務院独占禁止委員会弁公室の職責を統合し、統一された独占禁止法取り締り機関を組織し、10年にも及んだ独占禁止法取り締りの「三機関による分掌」の状況が収束することとなった。
- 国家知的財産権局、国家工商行政管理総局の商標管理、国家品質監督検査検疫総局の原産地・地理マークの管理を行う職責を統合して国家知的財産権局を改めて設立し、特許と商標に係る行政管理機関の統一を実現し（ただし著作権の管理についてはなお未統一）、国家市場監督管理総局の所轄機関とする。

今後、日系企業に直接影響する企業や駐在員事務所の登記、独占禁止法、不正競争防止法（商業賄賂等の取り締り）、特許および商標、広告法、食品安全監督管理、薬品の登記および監督管理等の複数の法執行活動は、すべて国家市場監督管理総局が担当することとなる。

⑧ メディア、出版関連

旧国家報道出版ラジオ・テレビ総局の機能を以下のように分離した。

- 以前のラジオ・テレビの管理の職責を基に、国家ラジオ・テレビ総局を設立した。
- 報道・出版管理の職責を党中央宣伝部に組み入れた。対外的には「国家報道出版署（国家著作権局）」の名称を継続使用する。

一方、中央電視台（中国国際電視台）、中央人民ラジオ放送局、中国国際ラジオ放送局を統合して中央ラジオ・テレビ総台を設立し、中央電視台（中国国際電視台）、中央人民ラジオ放送局、中国国際ラジオ放送局を廃止する。国内では以前使用していたコールサインを留保し、海外向けにはコールサインを「中国之声」に統一する。

メディア、出版等の活動に対する監督管理を強化するとともに、日系企業が企業の宣伝に使用するインターネット上のショートムービー等も、管理や審査の対象とされるため、企業宣伝の内容に対するコンプライアンスチェックをより慎重な基準を用いて行う必要がある。

⑨ 金融監督管理関連

中国銀行業監督管理委員会と中国保険監督管理委員会を統合し、中国銀行保険監督管理委員会を設立する。証券監督管理委員会については今回統合されないものの、このことは、有力かつ有効で現代的な金融監督管理のスキームを構築し、金融のシステ

ミックリスクの発生を抑えるという改革の目的には支障を与えない。銀行、保険業の監督管理機関による法執行活動は近年大変頻繁に行われるようになっており、機関統合後には監督管理がさらに強化されることが予想される。

⑩ 社会保障関連

人力資源社会保障部の都市従業員や都市住民の基本医療保険、出産保険の職責、国家衛生計画出産委員会の新型農村合作医療の職責、国家発展改革委員会の医薬品や医療サービス価格を管理する職責、民政部の医療救助の職責を統合して国家医療保障局を設立する。

改革実施後は、従来の人力資源社会保障部による社会保険の「一元化」体制から「二元化」の管理体制へと変わり、養老保険や労災保険は依然として人力資源社会保障部により管理される一方で、医療保険、出産保険は国家医療保障局により管理されるようになり、一定程度において現地企業の対応コストが増大することとなる。なおかつ、医療保険、出産保険、医療救助、医薬品代の地域をまたぐ精算等の問題は、従業員の切実な利益に直接かわり関心の極めて高い事項であるため、現地企業では新体制のもとで適時、適切に対応することが大変重要となる。また、医薬品、医療機器業界の監督管理モデルへの影響も見込まれる。

⑪ 税務機関の統合および社会保険料の徴収体制の調整

省級および省級以下の国税、地方税を扱う税務機関が統合し、具体的には管轄区域内部の各種の税収および税収以外の収入の徴収管理等の職責を担うこととなる。今後は、税務登記等の手続きにおいては単一の機関が対応することになり、企業の負担が軽減されるが、租税徴収管理方式においてそのほかの実質的な調整が行われるのかどうか注目される。

一方、基本養老保険、基本医療保険、失業保険の各社会保険料を税務機関が統一的に徴収するようになる。これにより、社会保険料の徴収がより厳格化されるうえ、これまで散見されていた、社会保険料の納付基数と個人所得税の申告基数が不一致となる状況についても、税務機関から調整を求められることとなる。

⑫ 監察機関の独立化 + 監査署の機能強化

監察部、国家腐敗予防局、最高人民検察院の横領・賄賂の取り締り、職務怠慢や汚職および職務犯罪等の腐敗防止に関する職責を統合して国家監察委員会を設立し、国務院と同じ級別の独立した国家機関とする。なおかつ、国家監察委員会は中国共産党中央紀律検査委員会との協同により、紀律検査、監察の両職責を履行するものとして、一つの業務機関に二つの機関名を持たせる。

また、国家発展改革委員会の重大プロジェクトの査察、財政部の中央政府による予算執行状況および、そのほかの財政収支状況に対する監督検査、国務院国有資産監督管理委員会の国有企業の上層幹部の経済責任についての監査と、大型重点国有企業監事会の職責を監査署に組み入れ、監査署の職責を最適化する。

上記の改革措置により、各種の公職者の監督と審査が大幅に強化されたことにより、公務員および国有企業幹部により、責任回避のために消極的な態度や保守的な対応を取られる可能性がある。そのうえ、国有資産の譲渡、投資等の活動のコンプライアンスに関する審査および手続きがより厳格化し、日系企業の対応においては難度や複雑さが高まると予想される。

⑬ 行政法執行体制の改革

五つの総合法執行チームを設立し、以前は数十項にわたり存在していた法執行事項を以下のように分担する。

- 市場監督管理総合法執行隊：工商、品質検査、食品、薬品、物価、商標、特許等に係る法執行の職責を担当し、国家市場監督管理総局に所属させる。
- 生態環境保護総合法執行隊：環境保護、国土、農業、水利、海洋等の機関の汚染防止や生態保護の法執行を行う職責を担当し、生態環境部に所属させる。
- 文化市場総合法執行隊：文化、文物、出版、ラジオ・テレビ、映画、観光の市場行政の法執行の職責を担当し、文化観光部に所属させる。
- 交通運輸総合法執行隊：交通運輸分野内における道路・鉄道管理、運送管理等にかかわる交通運輸の法執行を行う職責を担当し、交通運輸部に所属させる。
- 農業総合法執行隊：農業分野内における獣医や動物用医薬品、豚の屠殺、種子、化学肥料、農薬、農機、農産品品質等の法執行を行う職責を担当し、農業農村部に所属させる。

行政の法執行効率が引き上げられるというメリットとともに、依然として以下の点に留意する必要がある。

- 地方政府が各法執行チームを設置する際、一定の自主裁量権をもつために、各地で総合法執行隊の具体的機能が異なる可能性がある。
- 分野、地域をまたぐ総合法執行体制は未整備であり、政府レベルではなお模索が続く状態となるため、なお発生しうる法執行不能等の特殊状況には注意が必要となる。
- 新体制下において法執行の根拠がこれまでとは変わる可能性があるため、関連法令の整理、改正状況にも注目する必要がある。

2. 党中央機構の機構改革

今回の機構調整案により、中国共産党の中央機構でも多くの調整が行われることになったが、日系企業と一定の関連性または影響をもつ重要なものについて以下にまとめた。

- ① 中央全面法治国家委員会を設立し、全面的な法による国家統治の重大事項、重大問題について研究し、科学的立法、厳格な法執行、司法の公正、全国民の法遵守を統括的に推進し、中国の特色ある社会主義法治体系および社会主義法治国家の建設を協力のもとに進めることなどを担当する。これにより、法による国家統治の方針がより高レベルなものとなり、今後の立法、司法、法執行の各方面における活動がより活発化すると予想される。
- ② 中央監査委員会を設立し、その目的は国務院監査署の機能最適化改革と同様であり、国務院機構改革の⑫と同様の具体的影響がある。
- ③ 中央全面改革深化指導小組、中央ネットワーク安全情報化指導小組、中央財經指導小組、中央渉外業務指導小組を、それぞれ中央全面改革深化指導委員会、中央ネットワーク安全情報化委員会、中央財經委員会、中央渉外業務委員会に昇格させたことに、相応の分野の業務活動を大幅に強化するという中央政府の目的が表れている。

特に、『ネットワーク安全法』の実施を担当する重要機関の一つである、「国家コンピュータネットワーク情報安全管理センター」の機能が、工業情報化部から新たに設立される中央ネットワーク安全情報化委員会に組み入れられる（ただし、インフラ建設、技術対応の職責は依然として工業情報化部が管理する）という点に、イデオロギーがネットワーク安全法の法執行過程において、より重要な位置を占めることが間接的に表明されており、このため『ネットワーク安全法』の法執行の重点と取り締りの強度にも変化が出るものと予想される。

- ④ 各国家機関の設置および人員の編制に責任を負い、それらを管理する「中央機関編制委員会弁公室」を中央組織部の管理下に置き、国家公務員局を中央組織部に組み入れる。その影響は国務院機構改革⑩で前述した内容に類似するものとなる。
- ⑤ 国家報道出版署（国家著作権局）および国家映画局を、ともに中央宣伝部に組み入れる。その影響は国務院機構改革⑧で前述した内容に類似するものとなる。
- ⑥ 旧国務院に所属していた「国家民族事務委員会」を、中央統一戦線工作部の管理下に置き、国家宗教事務局および国務院華僑事務弁公室を中央統一戦線工作部に組み入れる。少数民族、宗教および海外華僑について、党中央機構により対応事務を受け持つとする措置は、今後の活動強化を窺わせるものであり、日系企業の経営にも一定の間接的な影響があるとみられる。

3. 全国人民代表大会（立法機関）の機構改革

- ① 全国人民代表大会社会建設委員会を設立し、現時点で公布されている職責内容（労働・就業、社会保障、民政事務、大衆団体組織、安全生産等にかかわる議案、法律草案についての研究、起草、審議を行い、関連する調査研究を行い、関連する法執行検査を実施する等）は、いずれも日系企業に密接にかかわるものであるため、当該委員会の今後の活動が注目される。
- ② 国家監察体制改革の必要に適應するため、「全国人民代表大会内務司法委員会」の名称を、「全国人民代表大会監察司法委員会」に変更し、国家監察体制改革の協力、深化、国家監察制度体系の整備、党内監督および国家機関の監督統合のを推進、実現する職責を追加する。國務院機構改革⑫で前述した内容と同様の影響が予想される。
- ③ 「全国人民代表大会法律委員会」の名称を「全国人民代表大会憲法法律委員会」に変更し、憲法の実施推進、憲法の解釈、合憲性審査の実施、憲法監督の強化、憲法宣伝への協力等の職責を追加する。このことは 2018 年 3 月の憲法改正と直接関係しており、中央政府による今後の執政の方向性を反映するものともなっている。方向性反映の例として、「生態文明」を国家發展目標に加えたことは、環境保護の面での立法および法執行をより強化することを意味している。

4. 地方機関の機構改革

各級の地方機関の機構改革計画は、以下の点にまとめられる。

- ① 党中央委員会の權威の保護と、集中統一指導の体制を確かなものにするため、省、市、県各級の党中央集中統一指導を、国の法政の統一、政令統一、市場統一にかかわる機関の機能に基本的に対応させる。
→ 中央政府のある機関で改革が行われると（国家市場監督管理総局の設立等）、これに対応する地方政府機関でも相応の調整が行われる（地方ごとの市場監督管理局の設立等）。
- ② 省級および省級以下の機関により多くの自主決定権を付与し、地方がその地域の経済社会發展の実情に基づき、規定の範囲内で地域の特徴に合わせて機関設置や機能の配分を行うことを認める。
→ 所在地における機関調整の状況に特に注意する必要がある。
- ③ 党機関・政府機関・公民団体を統括的に設置し、省、市、県が機能の近似する党政機関において合併設立または業務共同の可能性を模索する。各級の党政機関の数量制限管理を厳格に実行し、地方各級の党委員会機関の制限数と同級政府機関の制限数を統一計算する。行政機能を担う事業組織は、すべて地方党政機関の数量管理に含める。
→ 影響の面で、人員数制限により一部の地方公務員の業務負担が加重となり、

それによって業務対応の効率や質の低下が起きないかという懸念がある。

- ④ 経済的に発達している鎮の行政管理体制改革の試験運用の経験を活かし、街道、郷、鎮での業務特徴や住民向けサービスの需要に合わせ、簡素で効率の高い基層管理体制を構築する。

→ 実務においては、郷・鎮級政府が第一線の法執行者となっていることが多く、それらによる法執行の方式や態度は非常に重要な影響を及ぼす（土地や不動産賃貸等において）ものとなり、日系企業が問題に巻き込まれた例も少なくはないことから、基層管理体制の今後の動向が非常に注目される。

5. 今回の機構改革の実施スケジュール

メディアによる公開報道を整理すると、中央および地方機関の改革のスケジュールは以下のようになっている。

① 中央政府・国家機関

- 2018 年 4 月中旬には、業務集中の条件が整い、指導チームのメンバーや総合司局で業務集中を確実に実現したうえで、新設機関の名称公表を完了する。
- 2018 年 6 月末までに、「三定方案」（機能の確定、機関の確定、編成の確定を指す）の制定を完了する。
- 2018 年年末までに、すべての中央級機関の機構改革を完了する。

② 省級党政機関

- 2018 年 9 月末までに、各省の省級党政機構改革案を党中央担当機構に報告し審査認可を受ける。
- 2018 年年末までに、機関調整をほぼ完了する。

③ 省以下の党政機関

- 省級の中国共産党委員会が統一指導し、2018 年年末までに各省の省以下党政機関の機構改革案を制定し、党中央担当機構に報告し届け出る。
- 2019 年 3 月末までに、すべての地方政府機関の改革をほぼ完了する。

三. 結論およびアドバイス

中国新体制の下で、投資環境の改善を唱える新たな投資・開放の局面に直面している中、頻繁な立法活動、法律制度の相次ぐ変更、国家機関の構成に対する重大な調整が行われている状況において、日系企業の本社と現法が最新の動向を十分に認識し、適切な対応を講じることが非常に重要となる。